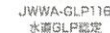




上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

令和 7 年 8 月 22 日

神流町長 坂本 英夫

様

令和 7 年 8 月 14 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センタ

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	小平浄水場						
水源名称							
採水場所	小平集会所						
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 8 月 14 日 10 時 30 分				
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 菊田				
天 候	(前日) 曇 (当日) 曇	気温(℃)	26.0	水温(℃)	23.0	遊離残留塩素(mg/L)	0.60
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号						

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和7年8月14日 ～ 令和7年8月20日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



令和 7 年 8 月 22 日

神流町長 坂本 英夫

様

令和 7 年 8 月 14 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	船子浄水場				
水源名称					
採水場所	船子集会所東				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 8 月 14 日 11 時 10 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 菊田		
天 候	(前日) 曇 (当日) 曇	気温 (℃)	27.0	水温 (℃)	24.0
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.40
検 査 方 法	平成15年厚生労働省告示第261号				

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和7年8月14日 ～ 令和7年8月20日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



令和 7 年 8 月 22 日

神流町長 坂本 英夫

様

令和 7 年 8 月 14 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	白水浄水場						
水源名称							
採水場所	宮地グラウンドトイレ						
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 8 月 14 日 11 時 40 分				
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 木村				
天 候	(前日) 曇 (当日) 曇	気温 (℃)	27.0	水温 (℃)	27.5	遊離残留塩素 (mg/L)	0.10
検 査 方 法	平成15年厚生労働省告示第261号						

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和7年8月14日 ～ 令和7年8月18日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



令和 7 年 8 月 22 日

神流町長 坂本 英夫

様

令和 7 年 8 月 14 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	神ヶ原浄水場						
水源名称							
採水場所	中里中体育館						
水道種別	簡易水道	採水日時	令和7年 8月14日 11時10分				
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 木村				
天候	(前日) 曇 (当日) 曇	気温(℃)	28.0	水温(℃)	25.5	遊離残留塩素(mg/L)	0.50
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号						

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和7年8月14日 ～ 令和7年8月20日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



令和 7 年 8 月 22 日

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



令和 7 年 8 月 22 日

神流町長 坂本 英夫

様

令和 7 年 8 月 14 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	橋倉浄水場						
水源名称							
採水場所	西部生活改善センター						
水道種別	簡易水道	採水日時	令和7年8月14日9時45分				
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 木村				
天候	(前日) 曇 (当日) 曇	気温(℃)	26.0	水温(℃)	24.5	遊離残留塩素(mg/L)	0.30
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号						

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和7年8月14日 ~ 令和7年8月20日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。